

## 考えてみませんか 市町村合併〔2〕

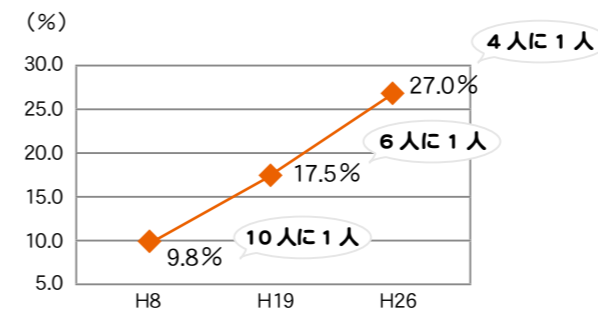
今、市町村はさらなる行財政基盤の強化が必要となっています。

少子高齢化の急速な進行、日常生活権の拡大などといった社会経済の情勢の大きな変化に的確に対応していくことが求められています。  
 また、地方分権時代を迎え、市町村は自己決定・自己責任の原則の下、住民に身近なサービスを地域の責任ある選択に基づいて提供していくことが求められています。  
 杉戸町がこうした課題に取り組んでいく上で、必要な行政体制や行財政基盤をいかに整備・充実していくべきか、市町村合併も含め幅広い視点から真剣に検討すべき時期が来ています。

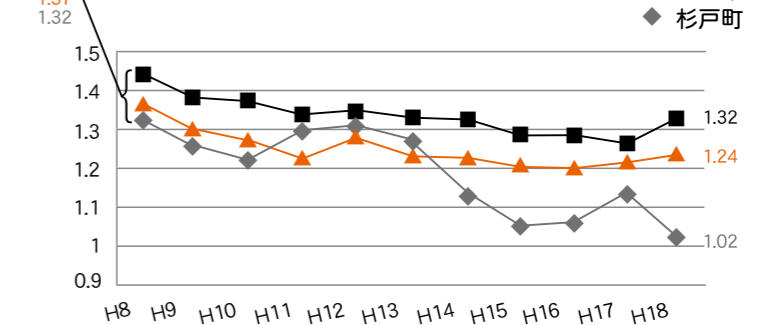
### 少子高齢化の進展

日本の人口は、減少傾向にあり、杉戸町においても、平成13年をピークに減る傾向にあります。また、少子高齢化が進行し、65歳以上の高齢者の割合である高齢化率は、平成8年には9.8%（約10人に1人）であったのが、平成19年には17.5%（約6人に1人）となり、平成26年には27.0%（約4人に1人）となると予測されています。さらに、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子の数の推計）は、平成8年に1.32であったのに対し、平成18年では1.02となっています。これら少子高齢化に対応した行政運営が求められています。

### 高齢者の占める割合



### 合計特殊出生率の推移



### 本格的な地方分権の時代

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、これまで国や県でしか行えなかった様々な事務を、市町村が自らの責任と判断で行うことができるようになりました。（これを権限移譲と言います）これにより、市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、または住民の視点に立ってサービスや施策を決定し、実行することができるようになりました。しかし、事務移譲を受けるためには、専門的な組織を設けたり、専門職員を配置するなど、体制を整える必要があります。そのためには、ある程度の行政規模が必要で、小さな市町村では体制の確立が厳しい状況となっています。今、市町村の規模・能力を充実させ、行財政基盤を強化することが急務となっています。

### 財政状況はますます厳しい

国も地方も財政状況は非常に厳しい状況にあります。当町においても同様であり、財政の硬直化が進みつつあるなど、厳しい財政運営を強いられています。常に安定した行政サービスを提供し、健全な財政運営を図るためには、市町村においてもさらなる行政改革が求められています。

また、少子高齢化の影響もあり、福祉や医療などの補助費が増加する一方で、町税や国からの地方交付税等の歳入は減少しており、赤字を埋めるために基金を取り崩しています。

さらに、借金返済の程度を表わす実質公債費比率が悪化するなど、厳しい状況となっていることから、さらに効率的な行政運営が必要となっています。

### 【地方交付税】

地方公共団体が、ひとしく合理的で妥当な水準で自主的にその事務を遂行するために必要な経費と、標準的な状態において見込まれる税収額を算定し、経費が収入を上回る場合にその差額を国が交付するものです。

### 【扶助費】

社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、および地方公共団体が単独で行っている扶助の経費をいいます。扶助費は、人件費、公債費とともに義務的経費とされています。

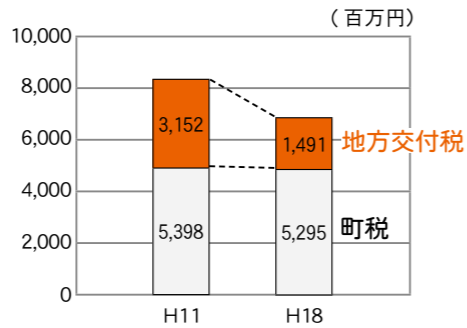
### 【基金】

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられ、経済事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用されます。また、特定の目的のために資金を積み立てるために設置される基金があります。

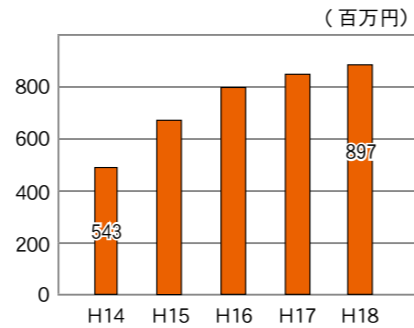
### 【実質公債費比率】

自治体の税収に地方交付税を加えた標準的な収入に対する借金返済額の割合を表します。この指標が18%以上になると、起債発行について県の許可が必要となり、25%以上で一部の起債発行が制限されます。

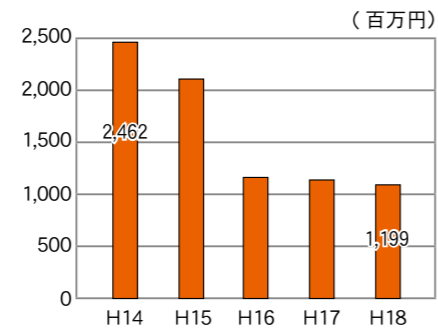
### 歳入の比較



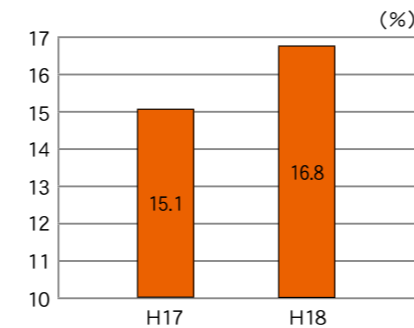
### 扶助費の推移



### 基金残高



### 実質公債費比率



8月17日(日)の懇談会資料の訂正 当日配布した資料に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。【14ページ(18年度)】  
 実質債務残高比率 春日部市 174.0 → 221.8 白岡町 172.3 → 184.3  
 普通建設事業費割合 蓮田市 7.8 → 7.9 宮代町 6.8 → 7.0

情報区分	公開状況			
	公開	部分公開	非公開	計
町政情報	7件	12件	2件	21件
自己情報	2件	0件	0件	2件

平成19年度 情報公開請求等の公開状況  
 町では、平成12年4月から町民の「知る権利」を保障するとともに、町民の町政への参加を推進するため、杉戸町情報公開条例に基づく情報公開制度を実施しています。同時に基本的な人権を守るため、町が保有している個人情報保護するとともに、本人が自己の個人情報を開示することを保障する杉戸町個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度を実施しています。この両制度の平成19年度中の公開状況をお知らせします。

## 情報公開制度・個人情報保護制度

- 情報公開制度の実施状況  
 この制度は、開かれた行政を推進するため、町が持っている情報を、町民の皆さんからの請求に応じて公開、またはその写しを交付しています。昨年度の町政情報の公開請求や申出は、21件あり、その請求に対する決定状況は、公開7件、部分公開12件、非公開2件でした。
- 個人情報保護制度の実施状況  
 この制度は、町が持っている個人情報の利用等に関するルールを定め、プライバシーの保護を図るとともに、自己情報を本人の請求に応じて開示します。昨年度の自己情報についての開示請求は、2件あり、その請求に対する決定状況は、公開2件でした。
- 不服申立の状況  
 情報公開や自己情報の開示に対する決定に不満がある場合は、町に対して不服申立をすることができます。昨年度の不服申立は、ありませんでした。